

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(抄)

(平成26年6月24日閣議決定)

| | | |
|--------------------|---|-----|
| 第一 総論 | | |
| II. 改訂戦略における鍵となる施策 | | |
| | <p>1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す</p> <p>(2)国を変える (イノベーション・ナショナルシステムと世界最高の知財立国の実現)</p> <p>これまで我が国企業は、世界最高水準の品質の製品を製造・販売することで世界をリードしてきた。しかしながら、近年、先進国企業の中から、革新的な技術シーズを一気に事業化して新たな市場を自ら作り出すことで差別化を図り、高い利益を確保するものが次々に登場してきている。引き続き我が国が技術力で世界をリードしていくためには、民間企業の努力だけでは限界があり、産学官の壁を越えて研究・人材・資金の融合化を図ることで、次々に革新的な技術シーズを創出するとともに、それを速やかに、新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための「橋渡し」を進める「イノベーション・ナショナルシステム」を構築する必要がある。</p> <p>また、企業活動のグローバル化やオープンイノベーションの深化に伴い、営業秘密を含む知的財産に関する国際紛争や国際標準獲得の主導権争いが激化していることなどに的確に対応していくことを始めとして、引き続き世界最高の知財立国を目指す。</p> | 7頁 |
| 第二 3つのアクションプラン | | |
| 一. 日本産業再興プラン | | |
| | <p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii)知的財産・標準化戦略の推進</p> <p>②国際的に遜色ないスピード・質の高い審査の実現</p> <p>今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とするとともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。また、出願手続きの国際的な統一化・簡素化を実現するため、2015年度を目途に特許法条約及びシンガポール条約(商標)への加入等を検討するとともに、アジア各国における知財制度の構築・運用のための協カスキームを構築する等の取組により、我が国知財システムの国際化を推進する。あわせて、国際化の観点から、大学や企業が保有する特許の取引を活性化し、中小企業等による活用・事業化を促進するための機能を強化することを検討する。</p> | 59頁 |

**経済財政運営と改革の基本方針2014について
～デフレから好循環拡大へ～(抄)
(平成26年6月24日閣議決定)**

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(1) イノベーション

新たに改組した総合科学技術・イノベーション会議の下で、2020年代から2030年を視野に入れた「科学技術イノベーション総合戦略2014」³³を強力に推進し、革新的技術シーズを事業化に結びつける橋渡し機能強化、技術シーズ創出力の強化、人材育成・流動化、「特定国立研究開発法人(仮称)」制度の可能な限り早期の創設等を戦略的に実施する。特に、「事業化の壁」の打破を重視して取り組む。また、世界最高の「知的財産立国」を目指し、人材育成を進めつつ、企業等におけるイノベーションを促す知的財産戦略や標準化戦略を推進する。

11頁